

議案第八十三号

交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成二年九月十八日

三朝町長 安田真一郎

平成二年九月廿七日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

一 事故発生年月日 平成二年二月七日

二 事故発生場所 東伯郡三朝町大字三徳一四四六番地の五先

三 事故当事者 三朝町

四 相手方 東伯郡三朝町大字片柴

岡嶋藤枝

五 損害賠償額 九七八、三四九円